

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月27日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 47 号

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第2条第8号」を「第2条第6号」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「入所定数」を「利用定員」に改める。

第4条第1項中「第7条第4項」を「第7条第2項」に改め、同条第2項中「第7条第5項」を「第7条第3項」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

別表第1入所定数の欄中「入所定数」を「利用定員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第3条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉センター)